

特定設備検査規則関係例示基準集 第3次改訂版（平成二十四年三月二十三日発行）

追補

次のように改正等されましたので、該当箇所についてご修正ください。（改正箇所等は、傍線等で示しました。）

特定設備検査規則

改正 平成二十五年八月十五日 省令第三十九号

（二十頁 改正）

改正案	現行
<p>（表示）</p> <p>第五十六条 法第五十六条の五第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けた者が行う表示は、特定設備の厚肉の部分の見やすい箇所<sup>一</sup>に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻し、<u>鋳出等の方法により記した板を溶接をし、はんだ付けをし、若しくはろう付け</u>をすることにより行うものとする。ただし、ライナ―に周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する圧力容器を使用した特定設備に同項の表示をするときは、次の各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻したアルミニウム箔を当該特定設備の圧力容器胴部の外面の見やすい箇所<sup>二</sup>に取れないように貼付することその他の保安上支障のない方法により、当該事項をその順序で当該特定設備の見やすい箇所<sup>三</sup>に明瞭に、かつ、消えないように表示することをもつて、これに代えることができる。</p> <p>一～八（略）</p>	<p>（表示）</p> <p>第五十六条 法第五十六条の五第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けた者が行う表示は、特定設備の厚肉の部分の見やすい箇所<sup>一</sup>に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻し、<u>鋳出し等の方法により記した板を溶接をし、はんだ付けをし、若しくはろう付け</u>をすることにより行うものとする。</p> <p>一～八（略）</p>